

【参考資料2】

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案 読替表 目次

1 第一条関係

※参考（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第八条の規定による児童福祉法の読替） 1

2 第六条関係

- | | |
|---|----|
| (1) 第六条第二項（第六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替 | 6 |
| (2) 第六条第六項の規定による同条第二項の読替 | 11 |
| (3) 第六条第六項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替 | 16 |
| (4) 第六条第八項の規定による同条第二項の読替 | 21 |
| (5) 第六条第八項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替 | 26 |
| (6) 第六条第十項の規定による同条第二項の読替 | 31 |
| (7) 第六条第十項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替 | 37 |
| (8) 第六条第十二項の規定による同条第二項の読替 | 42 |
| (9) 第六条第十二項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一 | 37 |

- 部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替 49
- (10) 第六条第十四項の規定による同条第二項の読替 56
- (11) 第六条第十四項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替 62

◎第一条の規定による児童手当法の読み替

○ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

（傍線の部分は読み替部分）

読み替後

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第二十一条（略）

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第八条の規定により読み替えられた児童福祉法（次条第一項において「読み替え後の児童福祉法」という。）第五十六条第八項各号又は第九項各号に定める費用その他のこれらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に係る支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

読み替前

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第二十一条（略）

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、児童福祉法第五十六条第八項各号又は第九項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に係る支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 （略）

第二十二条 市町村長は、児童福祉法第五十六条第三項の規定により費用を徴収する場合又は読み替え後の児童福祉法第五十六条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合において、

用を徴収する場合において、第七条（第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は読み替え後の児童福祉法第五十六条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料（児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用又は読み替え後の児童福祉法第五十六条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）を徴収することができる。

2
(略)

第二十二条 市町村長は、児童福祉法第五十六条第三項の規定により費用を徴収する場合又は同条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合において、

第七条（第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が同法第五十六条第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料（同条第三項の規定により徴収する費用又は同条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）を徴収することができる。

2
(略)

※ 参考（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第八条の規定による児童福祉法の読み替）

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）

（傍線の部分は読み替部分）

読み替後

第五十六条（略）

②～⑦（略）

⑧ 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

読み替前

第五十六条（略）

②～⑦（略）

⑧ 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同法附則第九条第一項第一号の規定による施設型給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）又は同法附則第九条第一項第二号イの規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八条第一項第一号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同法附則第九条第一項第二号ロの規定による特例施設型給付費の額及び同号ロ(1)に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額を控除して得た額（当該支払がなされたときは、当該合計額）

⑨ 家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額

一 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八条第一項第一号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同条第一項第二号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額を控除して得た額（当該支払がなされたときは、当該合計額）

⑨ 家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額

に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 (略)

二 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法附則第九条第一項第三号イの規定による特例地域型保育給付費の額及び同号イ(1)に規定する市町村が定める額 (当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額から同法第三十条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額 (当該支払がなされなかつたときは、当該合計額)

三 (略)

に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 (略)

二 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第三十条第二項第二号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額 (当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額 (当該支払がなされなかつたときは、当該合計額)

(1) 第六条第二項（第六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替

(波線の部分は当然読替部分、傍線の部分は読替規定による読替部分)

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

	読 替 後	読 替 前
(定義)		
第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第号以下「経過措置政令」という。）第五条第十八号に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう	第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。	
一 (略)		
二 (略)		
一 (略)		
二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設		

三一六 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する特例幼稚園（経過措置政令第五条第十八号に規定する元公布時社福經營共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものとをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特例幼稚園を経営する学校法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事する、とを要する者（経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のもの（経営者が当該申出施

三一六 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものとをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のもの（経営者が当該申出施

設等の経営を開始する日の前日において当該申出施設等の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。)」をいう。

。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

(略)

10 11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員であつたもとのとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設について第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員

設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

(略)

10 11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第二項又は第四項の規定による申出

で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その経営する申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続
き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において特定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事する」とを要する者として政令で定めるものに限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(2) 第六条第六項の規定による同条第一項の読み替

(傍線の部分は読み替部分)

- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案（平成二十六年七月二十二日付）

第二条第一項	次に掲げる施設	第六条 （略）	第二条第一項	次に掲げる施設	第六条 （略）
子ども・子育て支援法 及び就学前の教育、保 育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一 部を改正する法律の施 行に伴う関係法律の整 備に関する法律の施行 に伴う経過措置に関す る政令（平成二十六年 政令第 号。以下	子ども・子育て支援法 及び就学前の教育、保 育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一 部を改正する法律の施 行に伴う関係法律の整 備に関する法律の施行 に伴う経過措置に関す る政令（平成二十六年 政令第 号。以下	（幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共 済契約に関する経過措置）	子ども・子育て支援法 及び就学前の教育、保 育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一 部を改正する法律の施 行に伴う関係法律の整 備に関する法律の施行 に伴う経過措置に関す る政令（平成二十六年 政令第 号。以下	子ども・子育て支援法 及び就学前の教育、保 育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一 部を改正する法律の施 行に伴う関係法律の整 備に関する法律の施行 に伴う経過措置に関す る政令（平成二十六年 政令第 号。以下	（幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共 済契約に関する経過措置）
2 前項の場合における新共済法の規定の適用については、次の表の 上欄に掲げる新共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の下欄に掲げる字句とする。	2 前項の場合における新共済法の規定の適用については、次の表の 上欄に掲げる新共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の下欄に掲げる字句とする。	2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の 上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の下欄に掲げる字句とする。	2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の 上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の下欄に掲げる字句とする。	2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の 上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の下欄に掲げる字句とする。	2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の 上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の下欄に掲げる字句とする。
読み替後		第六条 （略）	読み替前		第六条 （略）

「経過措置政令」とい

う。) 第五条第十八号

に規定する元公布時社

福経営共済施設である

児童福祉法(昭和二十

二年法律第百六十四号

) 第三十五条第四項の

規定による認可を受け

た保育所

第二条第四項

社会福祉施設、特定社
会福祉事業及び特定介

護保険施設等以外の施
設又は事業

特例幼稚園(経過措置
政令第五条第十八条号に
規定する元公布時社福
經營共済施設である学

校教育法(昭和二十二
年法律第二十六号)第
四条第一項の規定によ
る認可を受けた幼稚園
をいう。以下同じ。)

第二条第六項

第二条第五項

社会福祉事業
社会福祉施設又は特定
は特定介護保険施設等

要する者
要する者(子ども・子
社会福祉施設

第二条第六項

第二条第五項

社会福祉事業
社会福祉施設又は特定
は特定介護保険施設等

要する者
要する者(経営者が当
社会福祉施設

「経過措置政令」とい

う。) 第五条第十八号

に規定する元公布時社

福経営共済施設である

児童福祉法(昭和二十

二年法律第百六十四号

) 第三十五条第四項の

規定による認可を受け

た保育所

第二条第四項

社会福祉施設、特定社
会福祉事業及び特定介

護保険施設等以外の施
設又は事業

特例幼稚園(経過措置
政令第五条第十八条号に
規定する元公布時社福
經營共済施設である学

校教育法(昭和二十二
年法律第二十六号)第
四条第一項の規定によ
る認可を受けた幼稚園
をいう。以下同じ。)

第二条第六項

第二条第五項

社会福祉事業
社会福祉施設又は特定
は特定介護保険施設等

要する者
要する者(子ども・子
社会福祉施設

		第二条第八項	
又は特定介護保険施設等職員以外のもの	又は特定介護保険施設等	、特定社会福祉事業、 特定介護保険施設等又 は申出施設等	育て支援法及び就学前 の子どもに関する教育 、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律 の一部を改正する法律 の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律 (平成二十四年法律第 六十七号) の施行の日 (以下「整備法の施行 日」という。) の前日 において当該社会福祉 施設の業務に常時従事 することを要する被共 済職員であつたものに 限る。)
又は特定介護保険施設の 施行日の前日において 当該申出施設等の業務 に常時従事することを	又は申出施設等	又は申出施設等	該社会福祉施設の経営 を開始する日の前日に おいて経過措置政令第 五条第十八号イに規定 する廃止された旧保育 所の業務に常時従事す ることを要する被共済 職員であつたものに限 る。)

		第二条第八項	
又は特定介護保険施設等職員以外のもの	又は特定介護保険施設等	、特定社会福祉事業、 特定介護保険施設等又 は申出施設等	
又は特定介護保険施設の 施行日の前日において 当該申出施設等の業務 に常時従事することを	又は申出施設等	又は申出施設等	該社会福祉施設の経営 を開始する日の前日に おいて当該申出施設等 において当該申出施設等

とを要する者として政
令で定めるものに限る
。)

とを要する者として政
令で定めるものに限る
。)

(3) 第六条第六項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

(波線の部分は当然読替部分、傍線の部分は読替規定による読替部分)

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

	読 替 後	読 替 前
	(定義)	(定義)
	第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第十四号）以下「経過措置政令」という。）第五条第十八号に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。	第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。
一・二	(略)	一・一 (略)
二の二	(略)	二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園
三・六	(略)	三・六 (略)
2・3	(略)	2・3 (略)
4	この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する特	4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社

例幼稚園（経過措置政令第五条第十八号に規定する元公布時社福經營共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものとす。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特例幼稚園を經營する学校法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前日において当該社会福祉施設の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のもの（整備法の施行日の前

会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものとす。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を經營する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施

日において当該申出施設等の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。)をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員であつたもとのとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設について第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員

設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出

で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものとみなす。

をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続
き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その経営する申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(4) 第六条第八項の規定による同条第一項の読み替

(傍線の部分は読替部分)

- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案（平成二十六年七月二十二日付）

「経過措置政令」とい

う。) 第五条第二十一

号に規定する元施行時

社福経営共済施設であ

る児童福祉法(昭和二

十二年法律第百六十四

号) 第三十五条第四項

の規定による認可を受けた保育所

第二条第四項

社会福祉施設、特定社

会福祉事業及び特定介

護保険施設等以外の施

設又は事業

特例幼稚園(経過措置

政令第五条第二十一号

に規定する元施行時社

福経営共済施設である

学校教育法(昭和二十

二年法律第二十六号)

第四条第一項の規定に

よる認可を受けた幼稚

園をいう。以下同じ。)

第二条第五項

、特定社会福祉事業又
は特定介護保険施設等

又は特例幼稚園

第二条第六項

、特定社会福祉事業又
は特定介護保険施設等

又は特例幼稚園

第二条第四項

社会福祉施設、特定社

会福祉事業及び特定介

護保険施設等以外の施

設又は事業

特例幼稚園(経過措置

政令第五条第十八号に

規定する元公布時社福

経営共済施設である学

校教育法(昭和二十二

年法律第二十六号)第

四条第一項の規定によ

る認可を受けた幼稚園

をいう。以下同じ。)

「経過措置政令」とい

う。) 第五条第十八号

に規定する元公布時社

福経営共済施設である

児童福祉法(昭和二十

二年法律第百六十四号

) 第三十五条第四項の

規定による認可を受けた保育所

第二条第六項	社会福祉事業	社会福祉施設又は特定介護保険施設等	社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等以外の施設又は事業	特例幼稚園(経過措置政令第五条第二十一号に規定する元施行時社会福経営共済施設である学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。)	第二条第四項の規定による認可を受けた保育所
社会福祉施設	社会福祉施設	又は特例幼稚園	又は特例幼稚園	又は特例幼稚園	又は特例幼稚園

第二条第六項	社会福祉事業	社会福祉施設又は特定介護保険施設等	社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等以外の施設又は事業	特例幼稚園(経過措置政令第五条第十八号に規定する元公布時社会福経営共済施設である学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。)	第二条第四項の規定による認可を受けた保育所
社会福祉施設	社会福祉施設	又は特例幼稚園	又は特例幼稚園	又は特例幼稚園	又は特例幼稚園

第二条第八項	<p>要する者（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前日から経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日までの間、経過措置政令第五条第二十一号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）</p>	<p>要する者（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前日から経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日までの間、経過措置政令第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）</p>
第二条第八項	<p>、特定社会福祉事業、又は申出施設等</p>	<p>要する者（経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日ににおいて経過措置政令第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）</p>

特定介護保険施設等又 は申出施設等	又は特定介護保険施設 等職員以外のもの	等職員以外のもの 等職員以外のもの	は申出施設等	特定介護保険施設等又 は申出施設等
一項及び第二 第四条の二第	第一項及び第二 第四条の二第	第一項及び第二 第四条の二第	第一項及び第二 第四条の二第	第一項及び第二 第四条の二第
一項及び第二 第四条の二第 は申出施設等	特定介護保険施設等又 員又は申出施設等職員	特定介護保険施設等又 員又は申出施設等職員	特定介護保険施設等又 員又は申出施設等職員	特定介護保険施設等又 員又は申出施設等職員

特定介護保険施設等又 は申出施設等	又は特定介護保険施設 等職員以外のもの	等職員以外のもの 等職員以外のもの	は申出施設等	特定介護保険施設等又 は申出施設等
一項及び第二 第四条の二第	第一項及び第二 第四条の二第	第一項及び第二 第四条の二第	第一項及び第二 第四条の二第	第一項及び第二 第四条の二第
一項及び第二 第四条の二第 は申出施設等	特定介護保険施設等又 員又は申出施設等職員	特定介護保険施設等又 員又は申出施設等職員	特定介護保険施設等又 員又は申出施設等職員	特定介護保険施設等又 員又は申出施設等職員
一項及び第二 第四条の二第 は申出施設等	特定介護保険施設等又 員又は申出施設等職員	特定介護保険施設等又 員又は申出施設等職員	特定介護保険施設等又 員又は申出施設等職員	特定介護保険施設等又 員又は申出施設等職員

第十八条	もの及び特定介護保険 施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特 定社会福祉事業の業務 に相当程度従事するこ とを要する者として政 令で定めるものに限る 。)	項並びに第六 条第五項
第十八条	もの及び特定介護保険 施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特 定社会福祉事業の業務 に相当程度従事するこ とを要する者として政 令で定めるものに限る 。)	項並びに第六 条第五項

(5) 第六条第八項において準用する同条第一項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読み替

(波線の部分は当然読み替部分、傍線の部分は読み替規定による読み替部分)

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

	読 替 後	読 替 前
	(定義)	(定義)
	<p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第号以下「経過措置政令」という。）第五条第二十一号に規定する元施行時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。</p>	<p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p>
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
二の二 (略)		二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園
三・六 (略)	三・六 (略)	三・六 (略)
2・3 (略)		2・3 (略)
4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社		4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社

例幼稚園（経過措置政令第五条第二十一号に規定する元施行時社会福祉施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものとす

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特例幼稚園を經營する学校法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前日から經營者が当該社会福祉施設の經營を開始する日の前日までの間、経過措置政令第五条第二十一号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至った場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要す

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を經營する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至った場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」と

る者であつて社会福祉施設等職員以外のもの（整備法の施行日の前日から経営者が当該申出施設等の經營を開始する日の前日までの間、当該申出施設等の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の經營者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の經營者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、

いう。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退

かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設について第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・一一 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その経営する申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続いたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・一一 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において特定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解

除することができる。

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(6) 第六条第十項の規定による同条第一項の読み替

(傍線の部分は読み替部分)

- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案（平成二十六年七月二十二日付）

		読み替 後	読み替 前
第二条第一項	次に掲げる施設	（幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共済契約に関する経過措置）	（幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共済契約に関する経過措置）
第六条	（略）	2 前項の場合における新共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第二条第一項	次に掲げる施設	子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号。以下	子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号。以下

「経過措置政令」とい

う。) 第六条第九項に

規定する幼保連携型認

定こども園(学校法人

(私立学校法(昭和二

十四年法律第二百七十

号) 第三条に規定する

学校法人をいう。以下

同じ。) が同項に規定

する元公布時社福經營

共濟施設又は元施行時

社福經營共濟施設であ

る児童福祉法(昭和二

十二年法律第二百六十四

号) 第二十五条第四項

の規定による認可を受けた保育所を廃止して

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的

な提供の推進に関する法律(平成十八年法

律第七十七号)第十七

条第一項の規定による

「経過措置政令」とい

う。) 第五条第十八号

に規定する元公布時社

福經營共濟施設である

児童福祉法(昭和二十

二年法律第二百六十四号)

第三十五条第四項の

規定による認可を受けた保育所

第二条第五項		第二条第四項	社会福祉施設、特定社 会福祉事業及び特定介 護保険施設等以外の施 設又は事業	認可を受けたものに限 る。)
、特定社会福祉事業又 は特例幼保連携型認	第六条第九項に規定す る幼保連携型認定こど も園（学校法人が同項 に規定する元公布時社 福經營共済施設又は元 施行時社福經營共済施 設である学校教育法（ 昭和二十二年法律第二 十六号）第四条第一項 の規定による認可を受 けた幼稚園を廃止して 就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する 法律第十七条第一項 の規定による認可を受 けたものに限る。）を いう。以下同じ。）	第二条第四項	特例幼保連携型認定こ ども園（経過措置政令 第六条第九項に規定す る幼保連携型認定こど も園（学校法人が同項 に規定する元公布時社 福經營共済施設又は元 施行時社福經營共済施 設である学校教育法（ 昭和二十二年法律第二 十六号）第四条第一項 の規定による認可を受 けた幼稚園を廃止して 就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する 法律第十七条第一項 の規定による認可を受 けたものに限る。）を いう。以下同じ。）	社会福祉施設、特定社 会福祉事業及び特定介 護保険施設等以外の施 設又は事業

第二条第五項		第二条第四項	社会福祉施設、特定社 会福祉事業及び特定介 護保険施設等以外の施 設又は事業	特例幼稚園（経過措置 政令第五条第十八条に 規定する元公布時社福 經營共済施設である学 校教育法（昭和二十二 年法律第二十六号）第 四条第一項の規定によ る認可を受けた幼稚園 をいう。以下同じ。）
、特定社会福祉事業又 は特例幼稚園		第二条第四項	社会福祉施設、特定社 会福祉事業及び特定介 護保険施設等以外の施 設又は事業	特例幼稚園（経過措置 政令第五条第十八条に 規定する元公布時社福 經營共済施設である学 校教育法（昭和二十二 年法律第二十六号）第 四条第一項の規定によ る認可を受けた幼稚園 をいう。以下同じ。）

第二条第六項		は特定介護保険施設等	定こども園
第二条第八項		社会福祉事業	社会福祉施設
又は特定介護保険施設等職員以外のもの	、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等	要する者 該社会福祉施設の經營を開始する日の前日ににおいて経過措置政令第六条第九項に規定する元公布時社福經營共済施設又は元施行時社福經營共済施設である児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。)	要する者（經營者が当該社会福祉施設の經營を開始する日の前日ににおいて経過措置政令第六条第十九項に規定する元公布時社福經營共済施設又は元施行時社福經營共済施設である児童福祉法第三十五条第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）
以外のもの（經營者が当該申出施設等の經營を開始する日の前日に	又は申出施設等	要する者 該社会福祉施設の經營を開始する日の前日ににおいて経過措置政令第六条第十九項に規定する元公布時社福經營共済施設又は元施行時社福經營共済施設である児童福祉法第三十五条第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）	要する者（經營者が当該社会福祉施設の經營を開始する日の前日ににおいて経過措置政令第六条第十九項に規定する元公布時社福經營共済施設又は元施行時社福經營共済施設である児童福祉法第三十五条第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）

第二条第六項		は特定介護保険施設等	社会福祉施設
第二条第八項		社会福祉事業	社会福祉施設
又は特定介護保険施設等職員以外のもの	、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等	要する者 該社会福祉施設の經營を開始する日の前日ににおいて経過措置政令第六条第十九項に規定する元公布時社福經營共済施設又は元施行時社福經營共済施設である児童福祉法第三十五条第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）	要する者（經營者が当該社会福祉施設の經營を開始する日の前日ににおいて経過措置政令第六条第十九項に規定する元公布時社福經營共済施設又は元施行時社福經營共済施設である児童福祉法第三十五条第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）
以外のもの（經營者が当該申出施設等の經營を開始する日の前日に	又は申出施設等	要する者 該社会福祉施設の經營を開始する日の前日ににおいて経過措置政令第六条第十九項に規定する元公布時社福經營共済施設又は元施行時社福經營共済施設である児童福祉法第三十五条第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）	要する者（經營者が当該社会福祉施設の經營を開始する日の前日ににおいて経過措置政令第六条第十九項に規定する元公布時社福經營共済施設又は元施行時社福經營共済施設である児童福祉法第三十五条第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）

おいて経過措置政令第六条第九項に規定する

おいて当該申出施設等の業務に常時従事する

元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園の業務に當時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。)

ことを要する被共済職員であつたものに限る。)

第一項及び第二項							
第四条の二第一項	特定介護保険施設等又は申出施設等	特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員	第三項又は第四項	施設又は事業	申出施設等	社会福祉事業	特定介護保険施設等又は特定介護保険施設等職員及び社会福祉事業
第四条の二第二項	特定介護保険施設等又は申出施設等	特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員	第四項	施設	申出施設等	社会福祉施設	特定介護保険施設等又は特定介護保険施設等職員及び社会福祉事業

第一項及び第二項							
第四条の二第一項	特定介護保険施設等又は申出施設等	特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員	第三項又は第四項	施設又は事業	申出施設等	社会福祉事業	特定介護保険施設等又は特定介護保険施設等職員及び社会福祉事業
第四条の二第二項	特定介護保険施設等又は申出施設等	特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員	第四項	施設	申出施設等	社会福祉施設	特定介護保険施設等又は特定介護保険施設等職員及び社会福祉施設

項並びに第六

条第五項

第十八条

もの及び特定介護保険
施設等職員であるもの
(社会福祉施設又は特
定社会福祉事業の業務
に相当程度従事するこ
とを要する者として政
令で定めるものに限る
。)

項並びに第六

条第五項

第十八条

もの及び特定介護保険
施設等職員であるもの
(社会福祉施設又は特
定社会福祉事業の業務
に相当程度従事するこ
とを要する者として政
令で定めるものに限る
。)

(7) 第六条第十項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

（波線の部分は当然読替部分、傍線の部分は読替規定による読替部分）

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

（定義）	（定義）
第二条「この法律において「社会福祉施設」とは、子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二号以下「経過措置政令」という。）第六条第九項に規定する幼保連携型認定こども園（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が同項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所を廃止して就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）をいう。	第一条「この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。
一・二（略）	一・二（略）
二の二（略）	二の二就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推

進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園

三一六（略）

2・3（略）

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する特例幼保連携型認定こども園（経過措置政令第六条第九項に規定する幼保連携型認定こども園（学校法人が同項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園を廃止して就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものとをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特例幼保連携型認定こども園を経営する学校法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者（経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第六条第九項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所の業務に常時従事する」とを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものとをいう。

三一六（略）

2・3（略）

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者（経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第六条第九項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所の業務に常時従事する」とを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一

年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至った場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

- 8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のもの（経営者が当該申出施設等の經營を開始する日の前日において経過措置政令第六条第九項に規定する元公布時社福經營共済施設又は元施行時社福經營共済施設である学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。
- 9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。
- 10 (略)
- 11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

7 (略)

- 8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

- 9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。
- 10 (略)
- 11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る申出施設等職員による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものと

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設について第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものと

みなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その經營する申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その經營する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事する）とを要する者として政令で定めるものに限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(8) 第六条第十一項の規定による同条第二項の読み替

(傍線の部分は読み替部分)

- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案（平成二十六年七月二十二日付）

	読み替 前	読み替 後
第六条 (略)		
第二条第一項 次に掲げる施設		
子ども・子育て支援法 及び就学前の教育、保 育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一 部を改正する法律の施 行に伴う関係法律の整 備に関する法律の施行 に伴う経過措置に關す る政令（平成二十六年 政令第 号。以下	(幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共 済契約に関する経過措置)	(幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共 済契約に関する経過措置)
第六条 (略)		
第二条第一項 次に掲げる施設		
子ども・子育て支援法 及び就学前の教育、保 育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一 部を改正する法律の施 行に伴う関係法律の整 備に関する法律の施行 に伴う経過措置に關す る政令（平成二十六年 政令第 号。以下	2 前項の場合における新共済法の規定の適用については、次の表の 上欄に掲げる新共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の下欄に掲げる字句とする。	2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の 上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第四項	社会福祉施設、特定社 会福祉事業及び特定介 護保険施設等以外の施	に規定する幼保連携型 認定こども園（社会福 祉法人が経過措置政令 に掲げる施設を廃止し て、学校法人（私立学 校法（昭和二十四年法 律第二百七十号）第三 条に規定する学校法人 をいう。以下同じ。） が就学前の子どもに関 する教育、保育等の総 合的な提供の推進に関 する法律（平成十八年 法律第七十七号）第十 七条第一項の規定によ る認可を受けたものに 限る。）	第六条第十一項第一号	う。）第六条第十一項 に規定する幼保連携型 認定こども園（社会福 祉法人が経過措置政令 に掲げる施設を廃止し て、学校法人（私立学 校法（昭和二十四年法 律第二百七十号）第三 条に規定する学校法人 をいう。以下同じ。） が就学前の子どもに関 する教育、保育等の総 合的な提供の推進に関 する法律（平成十八年 法律第七十七号）第十 七条第一項の規定によ る認可を受けたものに 限る。）
第六条第十一項に規定	特例幼保連携型認定こ ども園（経過措置政令			

第二条第四項	社会福祉施設、特定社 会福祉事業及び特定介 護保険施設等以外の施	二年法律第百六十四号 （第三十五条第四項の 規定による認可を受け た保育所）	児童福祉法（昭和二十 六年法律第百六十四号 （第三十五条第四項の 規定による認可を受け た保育所）	福経営共済施設である に規定する元公布時社 う。）第五条第十八号 〔経過措置政令〕とい
規定する元公布時社福	特例幼稚園（経過措置 政令第五条第十八条に 規定する元公布時社福			

設又は事業

する幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が経過措置政令第六条が十一項第二号に掲げる施設を廃止して、学校法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限り。）をいう。以下同じ。）

設又は事業

する幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が経過措置政令第六条が十一項第二号に掲げる施設を廃止して、学校法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）

経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）

設又は事業

する幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が経過措置政令第六条が十一項第二号に掲げる施設を廃止して、学校法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）

第二条第八項		の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前日から経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日までの間、経過措置政令第六条第十一項第一号に掲げる施設の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）	
又は特定介護保険施設等又は申出施設等	特定介護保険事業、特定介護保険施設等又は申出施設等	又は申出施設等	又は申出施設等
等職員以外のもの	以外のもの（整備法の施行日の前日から経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日までの間、経過措置		

第二条第八項		所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）	
又は特定介護保険施設等又は申出施設等	特定介護保険事業、特定介護保険施設等又は申出施設等	又は申出施設等	又は申出施設等
等職員以外のもの	以外のもの（経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日ににおいて当該申出施設等の業務に常時従事する		

第十八条 条第五項	第四条の二第 一項及び第二 項並びに第六 項	特定介護保険 施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特 定社会福祉事業の業務	もの及び特定介護保 険施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特 定社会福祉事業の業務	特定介護保険施設等職 員又は申出施設等職員 は申出施設等	第三項又は第四項 施設又は事業 は申出施設等	第四項 申出施設等職員 申出施設等	施設 申出施設等	社会福祉事業 社会福祉施設 社会福祉施設

第十八条 条第五項	第四条の二第 一項及び第二 項並びに第六 項	特定介護保険 施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特 定社会福祉事業の業務	もの及び特定介護保 険施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特 定社会福祉事業の業務	特定介護保険施設等職 員又は申出施設等職員 は申出施設等	第三項又は第四項 施設又は事業 は申出施設等	第四項 申出施設等職員 申出施設等	施設 申出施設等	社会福祉事業 社会福祉施設 社会福祉施設

に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。)

に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。)

(9) 第六条第十一項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読み替

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

（波線の部分は当然読み替部分、傍線の部分は読み替規定による読み替部分）

（定義）	読 替 後	（定義）	読 替 前
第一条 この法律において「社会福祉施設」とは、子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号以下「経過措置政令」という。）第六条第十一項に規定する幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が経過措置政令第六条第十一項第一号に掲げる施設を廃止して、学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第一百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）をいう。	○	第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。	第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。
一・一（略）	一・一（略）	二の一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園	二の一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園

2・3 (略)

- 4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が經營する特例幼保連携型認定こども園（経過措置政令第六条第十一項に規定する幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が経過措置政令第六条第十一項第二号に掲げる施設を廃止して、学校法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものとをいう。
- 5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特例幼保連携型認定こども園を經營する学校法人をいう。
- 6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設の業務に常時従事する」とを要する者（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前日から経営者が当該社会福祉施設の經營を開始する日の前日までの間、経過措置政令第六条第十一項第一号に掲げる施設の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至った場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

2・3 (略)

- 4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が經營する社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものとをいう。

- 5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を經營する社会福祉法人をいう。
- 6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至った場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

項ただし書において同じ。) を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のもの（整備法の施行日の前日から經營者が当該申出施設等の經營を開始する日の前日までの間経過措置政令第六条第十一項第二号に掲げる施設の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、經營者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その經營者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設の經營者に変更が生じた場合において、変更前の經營者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の經營者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の經營者に係る被共済職員で引き続き変更後の經營者に係

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、經營者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その經營者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の經營者に変更が生じた場合において、変更前の經營者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の經營者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の經營者に係る被共済職員で引き続

る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変

更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設について第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において特定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その經營する申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その經營する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事する、）とを要する者として政令で定めるものに限る。（）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(10) 第六条第十四項の規定による同条第一項の読み替

(傍線の部分は読替部分)

- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案（平成二十六年七月二十二日付）

第六条 (略)	
2 前項の場合における新共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第二条第一項	次に掲げる施設
政令第号。以下	子ども・子育て支援法 及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第号。以下
第二条第一項	次に掲げる施設
政令第号。以下	子ども・子育て支援法 及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第号。以下

「経過措置政令」とい

う。) 第六条第十三項

に規定するみなし幼保

連携型認定こども園(

同項に規定する元公布

時社福経営共済施設で

ある児童福祉法(昭和

二十二年法律第百六十

四号) 第三十五条第四

項の規定による認可を

受けた保育所で構成さ

れる就学前の子どもに

関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に

関する法律の一部を改

正する法律(平成二十

四年法律第六十六号。

以下「一部改正法」と

いう。) 附則第二条第

一項に規定する幼保連

携施設(以下「幼保連

携施設」という。) に

ついて一部改正法附則

「経過措置政令」とい

う。) 第五条第十八号

に規定する元公布時社

福経営共済施設である

児童福祉法(昭和二十

二年法律第百六十四号)

第三十五条第四項の

規定による認可を受け

た保育所

第三条第一項の規定に	
より就学前の子どもに 関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に 関する法律（平成十八 年法律第七十七号）第 十七条第一項の規定に よる設置の認可があつ たものとみなされたも のに限る。）	<p>第二条第四項</p> <p>社会福祉施設、特定社 会福祉事業及び特定介 護保険施設等以外の施 設又は事業</p> <p>特例みなし幼保連携型 認定こども園（経過措 置政令第六条第十三項 に規定するみなし幼保 連携型認定こども園（ 同項に規定する元公布 時社福経営共済施設で ある学校教育法（昭和 二十二年法律第二十六 号）第四条第一項の規 定による認可を受けた 幼稚園で構成される幼 保連携施設について一</p>
第三条第一項の規定に	
より就学前の子どもに 関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に 関する法律（平成十八 年法律第七十七号）第 十七条第一項の規定に よる設置の認可があつ たものとみなされたも のに限る。）	<p>第二条第四項</p> <p>社会福祉施設、特定社 会福祉事業及び特定介 護保険施設等以外の施 設又は事業</p> <p>特例みなし幼保連携型 認定こども園（経過措 置政令第六条第十三項 に規定するみなし幼保 連携型認定こども園（ 同項に規定する元公布 時社福経営共済施設で ある学校教育法（昭和 二十二年法律第二十六 号）第四条第一項の規 定による認可を受けた 幼稚園で構成される幼 保連携施設について一</p>

第三条第一項の規定に	
より就学前の子どもに 関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に 関する法律（平成十八 年法律第七十七号）第 十七条第一項の規定に よる設置の認可があつ たものとみなされたも のに限る。）	<p>第二条第四項</p> <p>社会福祉施設、特定社 会福祉事業及び特定介 護保険施設等以外の施 設又は事業</p> <p>特例幼稚園（経過措置 政令第五条第十八号に 規定する元公布時社福 経営共済施設である学 校教育法（昭和二十二 年法律第二十六号）第 四条第一項の規定によ る認可を受けた幼稚園 をいう。以下同じ。）</p>
第三条第一項の規定に	

部改正法附則第三条第一項の規定により就学

前の子どもに関する教育、保育等の総合的な

提供の推進に関する法律第十七条第一項の規

定による設置の認可があつたものとみなされ

たものに限る。)をいう。以下同じ。)

第二条第六項	要する者 社会福祉事業	第二条第五項 、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等	第二条第六項 社会福祉施設	第二条第五項 社会福祉事業又は特定介護保険施設等
			要する者 社会福祉事業	要する者 社会福祉施設

(平成二十四年法律第

第二条第六項	要する者 社会福祉事業	第二条第五項 社会福祉事業又は特定介護保険施設等	第二条第六項 社会福祉施設	第二条第五項 社会福祉事業又は特定介護保険施設等
			要する者 社会福祉事業	要する者 社会福祉施設

職員であつたものに限

第十八条 条第五項	もの及び特定介護保険 施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特 定社会福祉事業の業務	の及び特定介護保険 施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特 定社会福祉事業の業務	施設又は事業 員又は申出施設等職員 員又は申出施設等職員 員又は申出施設等職員 員又は申出施設等職員	施設 申出施設等職員 第四項 申出施設等職員 施設	申出施設等 申出施設等 申出施設等 申出施設等 施設	社会福祉事業 社会福祉施設 社会福祉施設 社会福祉施設 社会福祉施設
第四条の二第一 一項及び第二 項並びに第六 条第五項	特定介護保険施設等又 は申出施設等	特定介護保険施設等又 は申出施設等	特定介護保険施設等又 は申出施設等	特定介護保険施設等又 は申出施設等	特定介護保険施設等又 は申出施設等	社会福祉事業 社会福祉施設
第二条第九項 及び第十一項	、特定介護保険施設等 及び	職員及び	社会福祉事業	社会福祉施設	社会福祉施設	認可を受けた幼稚園の 業務に常時従事するこ とを要する被共済職員 であつたものに限る。)
第二条第十二 項	第二条第十三 項	第二条第十三 項	第二条第十二 項	第二条第九項 及び第十一項	、特定介護保険施設等 及び	

第十八条 条第五項	もの及び特定介護保険 施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特 定社会福祉事業の業務	の及び特定介護保険 施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特 定社会福祉事業の業務	施設又は事業 員又は申出施設等職員 員又は申出施設等職員 員又は申出施設等職員 員又は申出施設等職員	施設 申出施設等職員 第四項 申出施設等職員 施設	申出施設等 申出施設等 申出施設等 申出施設等 施設	社会福祉事業 社会福祉施設 社会福祉施設 社会福祉施設 社会福祉施設
第四条の二第一 一項及び第二 項並びに第六 条第五項	特定介護保険施設等又 は申出施設等	特定介護保険施設等又 は申出施設等	特定介護保険施設等又 は申出施設等	特定介護保険施設等又 は申出施設等	特定介護保険施設等又 は申出施設等	社会福祉事業 社会福祉施設
第二条第九項 及び第十一項	、特定介護保険施設等 及び	職員及び	社会福祉事業	社会福祉施設	社会福祉施設	認可を受けた幼稚園の 業務に常時従事するこ とを要する被共済職員 であつたものに限る。)
第二条第十二 項	第二条第十三 項	第二条第十三 項	第二条第十二 項	第二条第九項 及び第十一項	、特定介護保険施設等 及び	

に相当程度従事するこ
とを要する者として政
令で定めるものに限る
。)

に相当程度従事するこ
とを要する者として政
令で定めるものに限る
。)

(11) 第六条第十四項において準用する同条第一項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

（波線の部分は当然読替部分、傍線の部分は読替規定による読替部分）

（定義）	（定義）
<p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号以下「経過措置政令」という。）第六条第十三項に規定するみな し幼保連携型認定こども園（同項に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所で構成される就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第三条第一項に規定する幼保連携施設（以下「幼保連携施設」という。）について一部改正法附則第三条第一項の規定により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第十七条第一項の規定による設置の認可があつた</p>	<p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p>

ものとみなされたものに限る。) をいう。

一・二 (略)

二の二 (略)

三の六 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が經營する特

例みなし幼保連携型認定こども園(経過措置政令第六条第十三項に規定するみなし幼保連携型認定こども園(同項に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号

)第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園で構成される幼保連携施設について一部改正法附則第三条第一項の規定により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律第十七条第一項の規定による設置の認可があつたものとみなされたものに限る。)をいう。以下同じ。)のうち

当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものとみなされたものに限る。)をいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特例みなし

幼保連携型認定こども園を經營する学校法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設の業務に常時従事する」とを要する者(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する

一・二 (略)

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十七条第一項の

規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園

三の六 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が經營する社

会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものとみなされたものに限る。)をいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を經營する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期

教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前において経過措置政令第六条第十三項に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のもの（整備法の施行日の前において経過措置政令第六条第十三項に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、經營者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その經營者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することにより

間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、經營者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その經營者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することにより

を約する契約をいう。

10
(略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の經營者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の經營者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の經營者に係る被共済職員で引き続き変更後の經營者に係る被共済職員となつたものは、変更前の經營者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の經營者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の經營者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の經營者がその変更時に当該施設について第四項の規定による申出をしたときは、変更前の經營者に係る申出施設等職員で引き続き変更後の經營者に係る被共済職員となつたものは、変更前の經營者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の經營者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る

退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10
(略)

11 この法律において「被共済職員」とは、特定介護保険施設等職員、社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の經營者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の經營者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の經營者に係る被共済職員で引き続き変更後の經營者に係る被共済職員となつたものは、変更前の經營者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の經營者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の經營者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の經營者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出をしたときは、変更前の經營者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の經營者に係る被共済職員となつたものは、変更前の經營者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の經營者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設

共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・一 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その經營する申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・一 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において特定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その經營する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事する）とを要する者として政令で定めるものに限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるど

るにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。